

# 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和6年能登半島地震給水支援作業（その4）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 三次河川国道事務所長 北木 清治 (広島県三次市十日市西六丁目2番1号)
契約締結日	令和6年3月22日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社 伏光組 (広島市南区出島一丁目33番61号)
契約金額	4,004,000円 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
予定価格	非公表 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
随意契約によることとした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備考	

## 随意契約理由書

1. 件 名 令和 6 年能登半島地震給水支援作業（その 4）

2. 相手方 (株)伏光組

3. 理 由 本件は、北陸地方整備局から中国地方整備局に対する令和 6 年能登半島地震の被災地に飲料水及び生活用水の給水支援の要請を受け、派遣中の三次河川国道事務所が保有する散水車による現地支援活動を行うものである。

契約の相手方は、災害対策本部からの緊急要請後、『災害応急対策活動等に関する基本協定【工事】』に基づき現地支援活動を行なう期間（2月 22 日～3月 1 日、移動期間を含む）の出動について確認した結果、上記業者が本件を迅速かつ適正に遂行できる唯一の業者である。

以上の理由により、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号の規定に基づき、上記業者と随意契約を行うものである。